

平成23年度第2回

新居浜市地域公共交通活性化協議会

議案（1）

生活交通ネットワーク計画

（地域内フィーダー系統確保維持計画）

（平成23～25年度分）（案）

生活交通ネットワーク計画（平成23～25年度分）（案）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成23年9月●日

（協議会名称）新居浜市地域公共交通活性化協議会

（代表者名）会長 石川 勝行

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

新居浜市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（1）目的

新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを随時導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築することを目的とする。

（2）必要性

本市は、バス交通の利用できる地域が人口ベースで50%以下と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存している。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくることが明らかであることから、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを随時導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

年 度	目 標
平成23年度	登録者数400人以上、一日当たりの利用者数5人以上を目標とする。
平成24年度	登録者数500人以上、一日当たりの利用者数8人以上、一台当たりの利用者数1.5人以上を目標とする。
平成25年度	利用対象地域に拡大により、運行エリア内におけるバス交通空白地域の解消率100%を目標とする。

（2）事業の効果

デマンド型乗り合いタクシーを運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られるとともに、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

- (1) 運行エリア
川東エリア、上部東エリア、上部西エリア
- (2) 運行形態
登録制、予約制、乗り合いでエリア内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとする。
- (3) 利用対象地域
 - ・平成23年度、24年度
荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域
 - ・平成25年度
利用対象地域を、川東エリア、上部西エリア、上部東エリア全域に拡大する。
- (4) 行き先として指定できる施設
 - ・交通結節点(バス停留所・駅・港)
 - ・医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等)
 - ・金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局)
 - ・商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店)
 - ・保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校)
 - ・公共施設(支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)など
 - ・その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設(新居浜駅など、エリア外を含めて設定)
- (5) 運行日、運行時間帯
 - 月曜日から金曜日まで(土・日曜・祝休日は運休)
 - ・平成23年度時刻表
①8:30~②10:00~③11:00~④13:00~⑤14:00~⑥16:00~
 - ・平成24年度、25年度
①9:00~②10:00~③11:00~④12:00~⑤13:00~⑥14:00~⑦15:00~⑧16:00~
- (6) 利用料金
 - 大人(中学生以上)1回乗車 500円(障がい者等割引者は半額)
 - 小人(小学生以下)1回乗車 250円(障がい者等割引者は半額)
 - ※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料
- (7) 利用方法
事前に利用登録を行い、電話予約により配車。
- (8) 運行台数
 - ・川東エリア セダン型タクシー 1台
 - ・上部東エリア セダン型タクシー 1台
 - ・上部西エリア セダン型タクシー 2台
- (9) 運送予定者
平成23年1月11日から3月31日の間の試験運行を市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合に委託し、受託者側において、事業所の位置等を考慮し、協議により次の事業者を決定していただいた。試験運行状況は良好であったことから、平成23年4月からの運行においても、引き続き同事業所による運行を実施することを、協議会において承認した。
 - ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー
 - ・上部東エリア 有限会社 光タクシー
 - ・上部西エリア 有限会社 光タクシー 中萩タクシー有限会社

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付
5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要【地域間幹線システムのみ】
(地域フィーダーシステム確保維持計画のため、記載なし)
6. 別表4の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線システムのみ】
(地域フィーダーシステム確保維持計画のため、記載なし)
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダーシステムのみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(車両の取得を行わないため、記載なし)
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(車両の取得を行わないため、記載なし)
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(車両の取得を行わないため、記載なし)
11. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年11月 9日 協議会設立、22年度試験運行について合意 ・平成22年12月14日 地域公共交通総合連携計画について議論 ・平成23年 3月24日 地域公共交通総合連携計画を承認し、23年4月～9月の運行計画、全体計画を合意 <p>※本ネットワーク計画については、平成23年9月●日～●日 持ち回り協議にて、合意を得られた。</p>

12. 利用者等の意見の反映

- ・新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者が参画して、意見を反映。
- ・利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。

※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・菟生地域の25自治会で訪問調査。

(訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%)

- ・新居浜市地域公共交通総合連携計画(案)について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、3件の意見が寄せられた。3月の協議会で検討した結果、川東エリアの乗り継ぎポイントとして、元塚バス停留所を加える等の改善を行った。

13. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛媛県東予地方局建設部建設企画課
関係市区町村	新居浜市副市長
交通事業者・交通施設管理者等	新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部(再掲)、新居浜警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

(所属) 新居浜市経済部運輸観光課

(氏名) 桑原 一郎

(電話) 0897-65-1261

(e-mail) i12049@city.niihama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成23年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
愛媛県 (新居浜市)	有限会社 東雲タクシー	川東エリア	地域内 ファイダー	330	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部東エリア	地域内 ファイダー	330	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部西エリア	地域内 ファイダー	330	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	中萩タクシー有限公司	上部西エリア	地域内 ファイダー	330	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
合 計				1,320			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのよう
に接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成24年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/地域内ファイダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保	基準二で該当する要件
愛媛県 (新居浜市)	有限会社 東雲タクシー	川東エリア	地域内ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線)のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部東エリア	地域内ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線)のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部西エリア	地域内ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線)のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	中萩タクシー有限公司	上部西エリア	地域内ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線)のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	合 計				3,478		

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成25年度

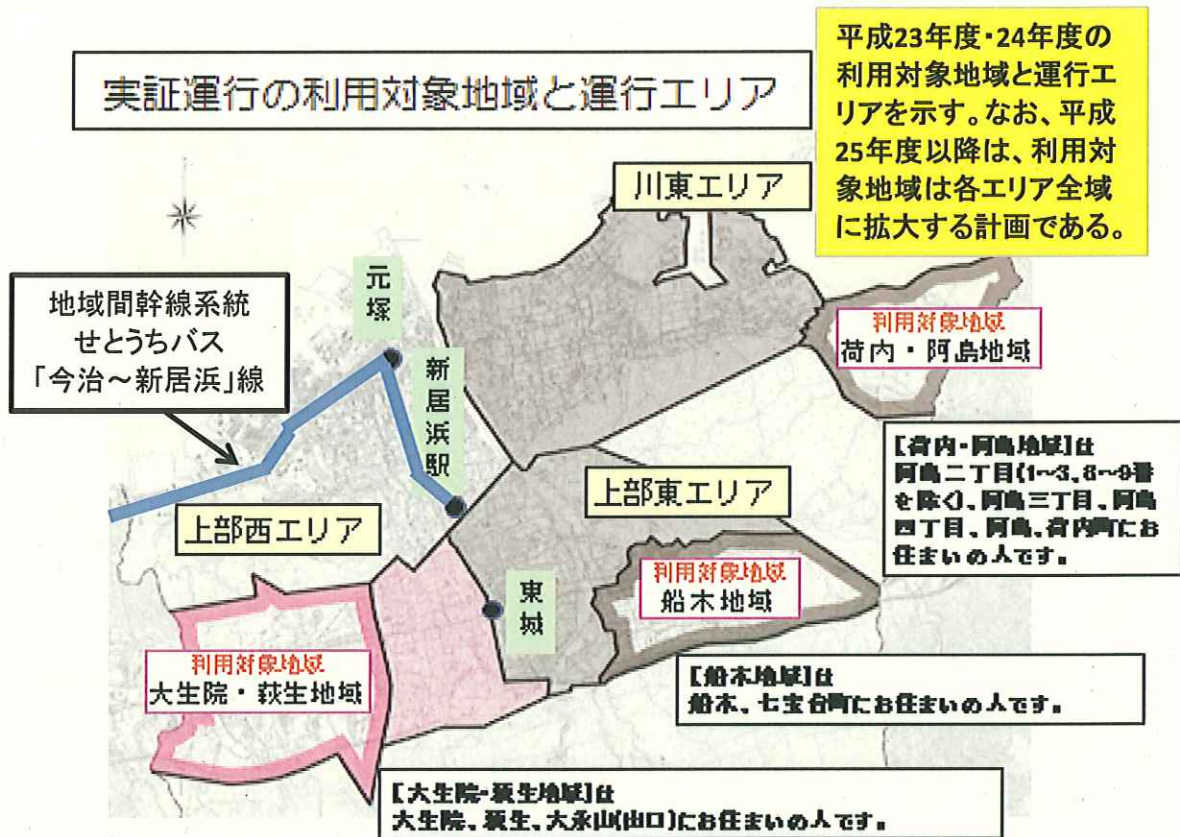
都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
愛媛県 (新居浜市)	有限会社 東雲タクシー	川東エリア	地域内 ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部東エリア	地域内 ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部西エリア	地域内 ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	中萩タクシー有限公司	上部西エリア	地域内 ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
合 計				3,478			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのよう
に接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 添付書類

運行予定系統を示した地図



エリア区分		川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
営業区域		【荷内・阿島地域】 阿島二丁目(1～3、8～9番を除く)、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町	【船木地域】 船木、七宝台町	【大生院・萩生地域】 大生院、萩生、大永山(出口)
運送の 区間	運行エリア	多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以東)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以東) ※立川町、種子川山を除く	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以西)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以西) ※立川町を除く
	運行エリア内で行き先として指定できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校) ⑥その他公共施設 (支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
	運行エリア外で行き先として指定できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 上部支所	新居浜駅

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 東雲タクシー
------	-------------

平成23年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	372千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	2,174千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	1,802千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	744時間	経常収支率	17.1%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,922円 04銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
四国	1	川東エリア		川東エリア		124日	6回	1時間	0時間	時間	100%	744時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統							1時間	0時間	時間		744時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	1	1,467,599円	372,000円 銭	1,095,599円	660,419円	660,419円	660,419円	660千円	330.0千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		1,467,599円	372,000円 銭	1,095,599円	660,419円	660,419円	660,419円	660千円	330千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から 国庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
四国	1	1,801,997 円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		1,801,997 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	円	%								

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者)にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ワ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 東雲タクシー
------	-------------

平成24年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	980千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,470千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	3,490千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間	1,960	経常収支率	21.9%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,280円 61銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
四国	1	川東エリア	川東エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	時間	100%	1,960 時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
合計	系統					1 時間	0 時間	時間		1,960 時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	1	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869.5 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
四国	1	3,489,995	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		3,489,995	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ワ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 東雲タクシー
------	-------------

平成25年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	980千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,470千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	3,490千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間	1,960	経常収支率	21.9%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,280円 61銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
四国	1	川東エリア	川東エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	時間	100%	1,960 時間
					日	回	時間	時間	時間	%	時間
					日	回	時間	時間	時間	%	時間
					日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統					1 時間	0 時間	時間		1,960 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はホのうちいずれか少ないほうの額)
四国	1	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1739 千円	869.5 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
四国	1	3,489,995 円											
		円											
		円											
		円											
合計		3,489,995 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(%)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 光タクシー
------	------------

平成23年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	744 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	3,995 千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	3,251 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 744	経常収支率	18.6 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,684円 81銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
四国	2	上部東エリア		上部東エリア		124 日	6 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	744 時間
	3	上部西エリア		上部西エリア		124 日	6 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	744 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統							2 時間	0 時間	時間		1,488 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×フ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	2	1,467,599 円	372,000円 銭	1,095,599 円	660,419 円	660,419 円	660,419 円	660 千円	330.0 千円		
	3	1,467,599 円	372,000円 銭	1,095,599 円	660,419 円	660,419 円	660,419 円	660 千円	330.0 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		2,935,198 円	744,000円 銭	2,191,198 円	1,320,838 円	1,320,838 円	1,320,838 円	1,320 千円	660 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
四国	2	1,625,498 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3	1,625,498 円										
		円										
		円										
合計		3,250,996 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 光タクシー
------	------------

平成24年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,960 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	8,236 千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	6,276 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 1,960	経常収支率		23.7 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,101円 02銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行 回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間	
			発地	営業区域	着地							
四国	2	上部東エリア		上部東エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	1,960 時間
	3	上部西エリア		上部西エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	1,960 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統						2 時間	0 時間	時間	時間		3,920 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×フ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	2	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869.5 千円		
	3	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869.5 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		7,732,512 円	1,960,000円 銭	5,772,512 円	3,479,630 円	3,479,630 円	3,479,630 円	3,478 千円	1,739 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
四国	2	3,137,999 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3	3,137,999 円		/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円		/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円		/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		6,275,998 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(%)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 光タクシー
------	------------

平成25年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,960 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	8,236 千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	6,276 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 1,960	経常収支率	23.7 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,101円 02銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-ヌ+ル)÷リ=ワ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
四国	2	上部東エリア	上部東エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	1,960 時間	
	3	上部西エリア	上部西エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	1,960 時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
合計	系統						2 時間	0 時間	時間		3,920 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
四国	2	3,866,256 円	980,000 円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869.5 千円		
	3	3,866,256 円	980,000 円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869.5 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		7,732,512 円	1,960,000 円 銭	5,772,512 円	3,479,630 円	3,479,630 円	3,479,630 円	3,478 千円	1,739 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
四国	2	3,137,999 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3	3,137,999 円										
		円										
		円										
合計		6,275,998 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	中萩タクシー 有限会社
------	-------------

平成23年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	372千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	2,237千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	1,865千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	744時間	経常収支率	16.6%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	3,006円 72銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
四国	4	上部西エリア		上部西エリア		124日	6回	1時間	0時間		100%	744時間
						日	回	時間	時間		%	時間
						日	回	時間	時間		%	時間
						日	回	時間	時間		%	時間
合計	系統							1時間	0時間			744時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	4	1,467,599円	372,000円 銭	1,095,599円	660,419円	660,419円	660,419円	660千円	330.0千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		1,467,599円	372,000円 銭	1,095,599円	660,419円	660,419円	660,419円	660千円	330千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
四国	4	1,864,999 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		1,864,999 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ワ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	中萩タクシー 有限会社
------	-------------

平成24年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	980千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,598千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	3,618千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間	1,960	経常収支率	21.3%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,345円 91銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間	
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ					ル
四国	4	上部西エリア	上部西エリア		245	8	1	時間	0	時間	時間	100%	1,960	時間
								時間	時間	時間	%	時間		
								時間	時間	時間	%	時間		
								時間	時間	時間	%	時間		
合計	系統						1	時間	0	時間		1,960	時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	4	3,866,256円	980,000円 銭	2,886,256円	1,739,815円	1,739,815円	1,739,815円	1,739千円	869.5千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		3,866,256円	980,000円 銭	2,886,256円	1,739,815円	1,739,815円	1,739,815円	1,739千円	869千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
四国	4	3,617,983 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		3,617,983 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
11. 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
12. 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	中萩タクシー 有限会社
------	-------------

平成25年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	980千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,598千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	3,618千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間	1,960	経常収支率	21.3%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,345円 91銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行 回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
四国	4	上部西エリア		上部西エリア	245日	8回	1時間	0時間		100%	1,960時間
										%	時間
										%	時間
										%	時間
合計	系統						1時間	0時間			1,960時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	4	3,866,256円	980,000円 銭	2,886,256円	1,739,815円	1,739,815円	1,739,815円	1,739千円	869.5千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		3,866,256円	980,000円 銭	2,886,256円	1,739,815円	1,739,815円	1,739,815円	1,739千円	869千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
四国	4	3,617,983 円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		3,617,983 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	円	%								

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新居浜市
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	33,781
交通不便地域	521

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
205	別子山	過疎地域自立促進特別措置法
316	大島	離島振興法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

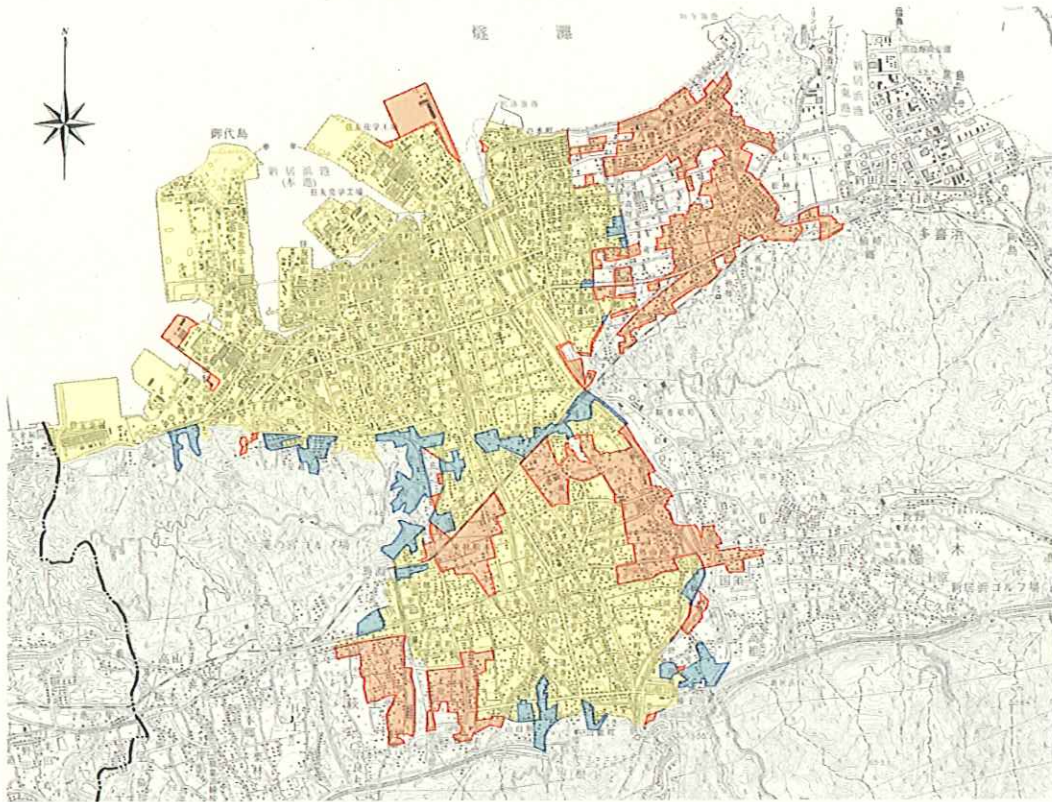
(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

表5添付書類

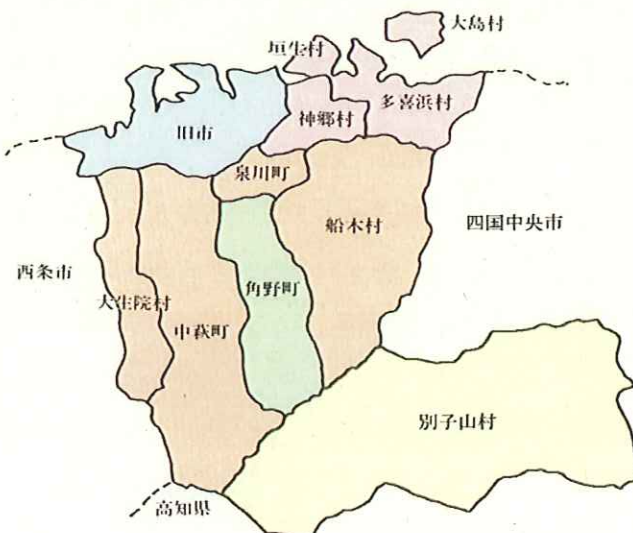
人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

- ・人口集中地区以外の地区(黄色と赤色以外の区域)



凡例	色	区域説明	
	黄色	S55から引き続き人口集中地区である区域	人口集中地区
	赤色	S55以降に人口集中地区となった区域	
	青色	S55以降に人口集中地区でなくなった区域	人口集中地区以外
	白色	S55から引き続き、人口集中地区以外の区域	

- ・交通不便地域の区分(別子山・大島)



- 昭12.11.3 市制施行(新居郡新居浜町、金子村、高津村合併)
- 昭28.5.3 新居郡垣生村、大島村、多喜浜村、神郷村編入
- 昭30.3.31 新居郡泉川町、中萩町、船木村、大生院村編入
- 昭31.9.28. 大生院西部地区を西條市に分離
- 昭34.4.1 新居郡角野町編入
- 平15.4.1 宇摩郡別子山村編入

平成23年度第2回

新居浜市地域公共交通活性化協議会

議案（2）

生活交通ネットワーク計画

（地域内フィーダー系統確保維持計画）

（平成24～26年度分）（案）

生活交通ネットワーク計画（平成24～26年度分）（案）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成23年9月●日
（協議会名称）新居浜市地域公共交通活性化協議会
（代表者名）会長 石川 勝 行

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

新居浜市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（1）目的

新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを随時導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築することを目的とする。

（2）必要性

本市は、バス交通の利用できる地域が人口ベースで50%以下と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存している。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくることが明らかであることから、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを随時導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

年 度	目 標
平成24年度	登録者数500人以上、一日当たりの利用者数8人以上、一台当たりの利用者数1.5人以上を目標とする。
平成25年度	利用対象地域に拡大により、運行エリア内におけるバス交通空白地域の解消率100%を目標とする。
平成26年度	登録者数、利用者数を前年度比で増加させる。

（2）事業の効果

デマンド型乗り合いタクシーを運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られるとともに、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

- (1) 運行エリア
川東エリア、上部東エリア、上部西エリア
- (2) 運行形態
登録制、予約制、乗り合いでエリア内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとする。
- (3) 利用対象地域
 - ・平成24年度
荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域
 - ・平成25年度、26年度
利用対象地域を、川東エリア、上部西エリア、上部東エリア全域に拡大する。
- (4) 行き先として指定できる施設
 - ・交通結節点(バス停留所・駅・港)
 - ・医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等)
 - ・金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局)
 - ・商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店)
 - ・保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校)
 - ・公共施設(支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)など
 - ・その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設(新居浜駅など、エリア外を含めて設定)
- (5) 運行日、運行時間帯
月曜日から金曜日まで(土・日曜・祝休日は運休)
①9:00~②10:00~③11:00~④12:00~⑤13:00~⑥14:00~⑦15:00~⑧16:00~
- (6) 利用料金
大人(中学生以上)1回乗車 500円(障がい者等割引者は半額)
小人(小学生以下)1回乗車 250円(障がい者等割引者は半額)
※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料
- (7) 利用方法
事前に利用登録を行い、電話予約により配車。
- (8) 運行台数
 - ・川東エリア セダン型タクシー 1台
 - ・上部東エリア セダン型タクシー 1台
 - ・上部西エリア セダン型タクシー 2台
- (9) 運送予定者
平成23年1月11日から3月31日の間の試験運行を市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合に委託し、受託者側において、事業所の位置等を考慮し、協議により次の事業者を決定していただいた。試験運行状況は良好であったことから、平成23年4月からの運行においても、引き続き同事業所による運行を実施することを、協議会において承認した。
 - ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー
 - ・上部東エリア 有限会社 光タクシー
 - ・上部西エリア 有限会社 光タクシー 中萩タクシー有限会社

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付	
5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】	
(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)	
6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】	
(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)	
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付	
8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(車両の取得を行わないため、記載なし)	
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(車両の取得を行わないため、記載なし)	
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(車両の取得を行わないため、記載なし)	
11. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年11月 9日 協議会設立、22年度試験運行について合意 ・平成22年12月14日 地域公共交通総合連携計画について議論 ・平成23年 3月24日 地域公共交通総合連携計画を承認し、23年4月～9月の運行計画、全体計画を合意 ・平成23年 6月29日 23年10月～24年9月までの運行計画を合意 	
<p>※本ネットワーク計画については、平成23年9月●日～●日 持ち回り協議にて、合意を得られた。</p>	

12. 利用者等の意見の反映

- ・新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者が参画して、意見を反映。
- ・利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。

※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・菟生地域の25自治会で訪問調査。

(訪問世帯数 2,614 調査世帯数 1,498 調査率 57.3%)

- ・新居浜市地域公共交通総合連携計画(案)について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、3件の意見が寄せられた。3月の協議会で検討した結果、川東エリアの乗り継ぎポイントとして、元塚バス停留所を加える等の改善を行った。
- ・平成23年4月、3月28日現在の登録者387人を対象とした試験運行に対するアンケートを行った結果、時刻表、予約締切時刻等の改善を求める声が強かったため、6月の協議会で、10月からの改善を決定した。

13. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛媛県東予地方局建設部建設企画課
関係市区町村	新居浜市副市長
交通事業者・交通施設管理者等	新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部(再掲)、新居浜警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

(所 属) 新居浜市経済部運輸観光課

(氏 名) 桑原 一郎

(電 話) 0897-65-1261

(e-mail) i12049@city.niihama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成24年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内ファイダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
愛媛県 (新居浜市)	有限会社 東雲タクシー	川東エリア	地域内ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線)のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部東エリア	地域内ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線)のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部西エリア	地域内ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線)のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	中萩タクシー有限公司	上部西エリア	地域内ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線)のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
		合計		3,478			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成25年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
愛媛県 (新居浜市)	有限会社 東雲タクシー	川東エリア	地域内 フィーダー	869.5	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部東エリア	地域内 フィーダー	869.5	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部西エリア	地域内 フィーダー	869.5	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	中萩タクシー有限公司	上部西エリア	地域内 フィーダー	869.5	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
合 計				3,478			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのよう
に接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成26年度

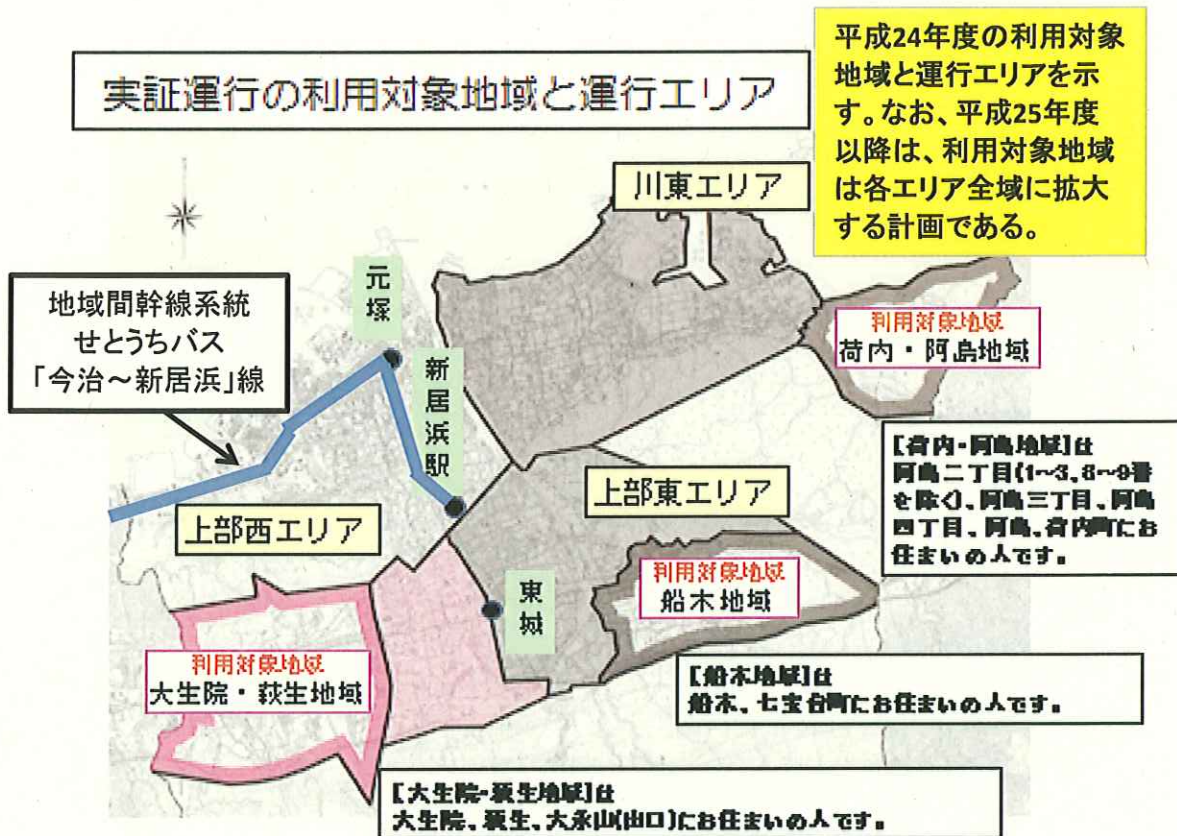
都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
愛媛県 (新居浜市)	有限会社 東雲タクシー	川東エリア	地域内 ファイダー	866	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部東エリア	地域内 ファイダー	866	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部西エリア	地域内 ファイダー	866	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	中萩タクシー有限公司	上部西エリア	地域内 ファイダー	866	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
合 計				3,464			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのよう
に接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 添付書類

運行予定系統を示した地図



エリア区分	川東エリア	上部東エリア	上部西エリア	
営業区域	【荷内・阿島地域】 阿島二丁目(1~3, 8~9番を除く)、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町	【船木地域】 船木、七宝台町	【大生院・萩生地域】 大生院、萩生、大永山(出口)	
運送の区間	運行エリア	多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区 船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以東)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以東) ※立川町、種子川山を除く	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以西)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以西) ※立川町を除く	
	運行エリア内で行き先として指定できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校) ⑥その他公共施設 (支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
	運行エリア外で行き先として指定できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 上部支所	新居浜駅

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 東雲タクシー
------	-------------

平成24年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	980千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,470千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	3,490千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 1,960	経常収支率	21.9%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,280円 61銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
四国	1	川東エリア	川東エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	時間	時間	100%	1,960 時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間		
					日	回	時間	時間	時間	%	時間		
					日	回	時間	時間	時間	%	時間		
合計	系統					1 時間	0 時間	時間			1,960 時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額: カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額: コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ		ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ		補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ム
						ソ	ソ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ				
四国	1	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869.5 千円				
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円				
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円				
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円				
合計		3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869 千円			千円	千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
四国	1	3,489,995 円												
		円												
		円												
		円												
合計		3,489,995 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 東雲タクシー
------	-------------

平成25年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	980千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,470千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	3,490千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間 1,960	経常収支率	21.9%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,280円 61銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行 回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
四国	1	川東エリア	川東エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	時間	100%	1,960 時間
					日	回	時間	時間	時間	%	時間
					日	回	時間	時間	時間	%	時間
					日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統					1 時間	0 時間	時間		1,960 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額: カ	チ×ワ以上の額: ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	1	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1739 千円	869.5 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ＝ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム＝ノ	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
四国	1	3,489,995 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		3,489,995 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(フ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 東雲タクシー
------	-------------

平成26年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	980千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,468千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	3,488千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 1,952	経常収支率		21.9%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,288円 93銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
四国	1	川東エリア	川東エリア		244 日	8 回	1 時間	0 時間	時間	100%	1,952 時間
					日	回	時間	時間	時間	%	時間
					日	回	時間	時間	時間	%	時間
					日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統					1 時間	0 時間	時間		1,952 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	1	3,850,476 円	976,000円 銭	2,874,476 円	1,732,714 円	1,732,714 円	1,732,714 円	1,732 千円	866.0 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		3,850,476 円	976,000円 銭	2,874,476 円	1,732,714 円	1,732,714 円	1,732,714 円	1,732 千円	866 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
四国	1	3,491,991 円											
		円											
		円											
		円											
合計		3,491,991 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 光タクシー
------	------------

平成24年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,960 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	8,236 千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	6,276 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 1,960	経常収支率	23.7 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,101円 02銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
四国	2	上部東エリア	上部東エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	1,960 時間
	3	上部西エリア	上部西エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	1,960 時間
					日	回	時間	時間	時間	%	時間
					日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統						2 時間	0 時間	時間		3,920 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はホのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	2	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869.5 千円		
	3	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869.5 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		7,732,512 円	1,960,000円 銭	5,772,512 円	3,479,630 円	3,479,630 円	3,479,630 円	3,478 千円	1,739 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
四国	2	3,137,999 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3	3,137,999 円										
		円										
		円										
合計		6,275,998 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 光タクシー
------	------------

平成25年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,960 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	8,236 千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	6,276 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 1,960	経常収支率	23.7 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,101円 02銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間 ク
			発地	営業区域	着地							
四国	2	上部東エリア	上部東エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	1,960 時間	
	3	上部西エリア	上部西エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	1,960 時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
合計	系統						2 時間	0 時間	時間		3,920 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
四国	2	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869.5 千円		
	3	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869.5 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		7,732,512 円	1,960,000円 銭	5,772,512 円	3,479,630 円	3,479,630 円	3,479,630 円	3,478 千円	1,739 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
四国	2	3,137,999 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3	3,137,999 円										
		円										
		円										
合計		6,275,998 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
11. 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
12. 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 光タクシー
------	------------

平成26年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,952 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	8,231 千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	6,279 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 2	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間 1,952	経常収支率		23.7 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,108円 35銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行 回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助ブ ロック 市区町村外乗入 部分に係るサービス 提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率	計画サービス提供時間	
			発地	営業 区域	着地							
四国	2	上部東 エリア		上部東 エリア		244 日	8 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	1,952 時間
	3	上部西 エリア		上部西 エリア		244 日	8 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	1,952 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統						2 時間	0 時間	時間	時間		3,904 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほ うの額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経 費	補助対象経 費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラの うちいずれか 少ないほうの 額)
		ト×ワ以下の額: カ	チ×ワ以上の 額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	2	3,850,476 円	976,000円 銭	2,874,476 円	1,732,714 円	1,732,714 円	1,732,714 円	1732 千円	866.0 千円		
	3	3,850,476 円	976,000円 銭	2,874,476 円	1,732,714 円	1,732,714 円	1,732,714 円	1732 千円	866.0 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		7,700,952 円	1,952,000円 銭	5,748,952 円	3,465,428 円	3,465,428 円	3,465,428 円	3,464 千円	1,732 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ＝ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム＝ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
四国	2	3,139,499 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3	3,139,499 円										
		円										
		円										
合計		6,278,998 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の記分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	中萩タクシー 有限会社
------	-------------

平成24年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	980千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,598千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	3,618千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間	1,960	経常収支率	21.3%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,345円 91銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
四国	4	上部西エリア	上部西エリア			245日 8回	1時間	0時間	時間	100%	1,960時間
						日 回	時間	時間	時間	%	時間
						日 回	時間	時間	時間	%	時間
						日 回	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統						1時間	0時間	時間		1,960時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	4	3,866,256円	980,000円 銭	2,886,256円	1,739,815円	1,739,815円	1,739,815円	1,739千円	869.5千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		3,866,256円	980,000円 銭	2,886,256円	1,739,815円	1,739,815円	1,739,815円	1,739千円	869千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
四国	4	3,617,983 円										
		円										
		円										
		円										
合計		3,617,983 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	中萩タクシー 有限会社
------	-------------

平成25年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	980千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,598千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	3,618千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 1,960	経常収支率	21.3%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,345円 91銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
四国	4	上部西エリア	上部西エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	時間	100%	1,960 時間	
					日	回	時間	時間	時間	時間		
					日	回	時間	時間	時間	時間		
					日	回	時間	時間	時間	時間		
合計	系統					1 時間	0 時間	時間		1,960 時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	4	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1739 千円	869.5 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
四国	4	3,617,983 円												
		円												
		円												
		円												
合計		3,617,983 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	中萩タクシー 有限会社
------	-------------

平成26年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	976 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,595 千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	3,619 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 1,952	経常収支率		21.2 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,353円 99銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ラ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
四国	4	上部西エリア		上部西エリア		244 日	8 回	1 時間	0 時間	時間	100%	1,952 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計		系統						1 時間	0 時間	時間		1,952 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
四国	4	3,850,476 円	976,000円 銭	2,874,476 円	1,732,714 円	1,732,714 円	1,732,714 円	1732 千円	866.0 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		3,850,476 円	976,000円 銭	2,874,476 円	1,732,714 円	1,732,714 円	1,732,714 円	1,732 千円	866 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
四国	4	3,618,988 円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		3,618,988 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%										

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ワ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新居浜市
------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	33,781
交通不便地域	521

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
205	別子山	過疎地域自立促進特別措置法
316	大島	離島振興法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

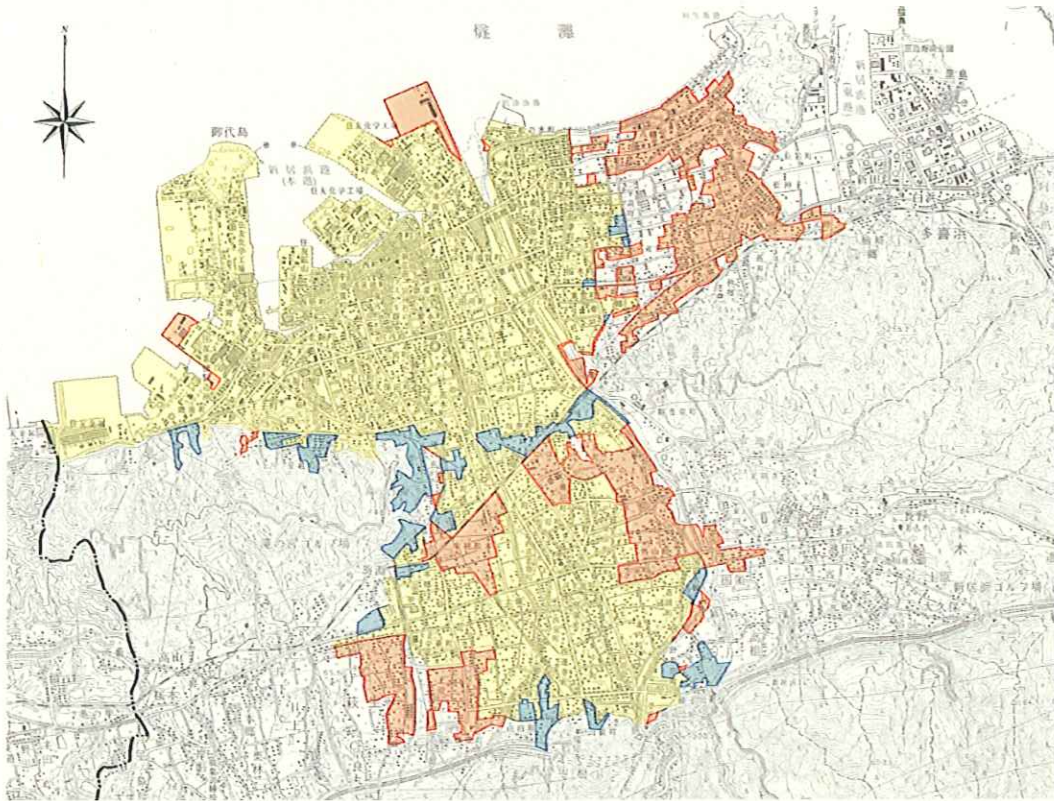
(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

表5添付書類

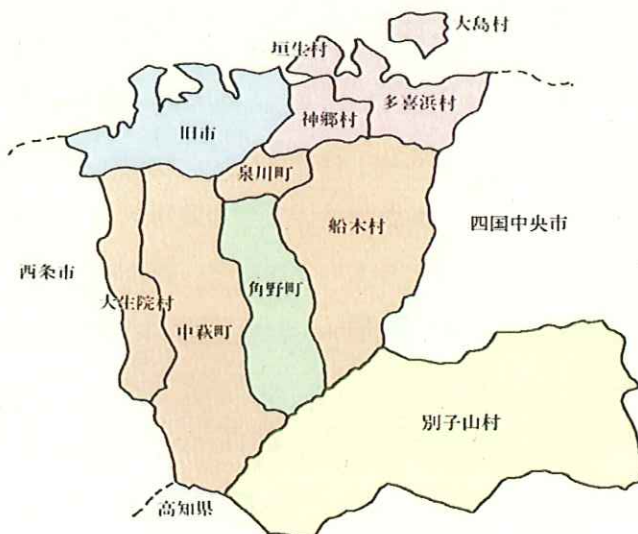
人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

- ・人口集中地区以外の地区(黄色と赤色以外の区域)



凡例	色	区域説明	
	黄色	S55から引き続き人口集中地区である区域	人口集中地区
	赤色	S55以降に人口集中地区となった区域	
	青灰色	S55以降に人口集中地区でなくなった区域	人口集中地区以外
	白色	S55から引き続き、人口集中地区以外の区域	

- ・交通不便地域の区分(別子山・大島)



- 昭12.11.3 市制施行(新居郡新居浜町、金子村、高津村合併)
- 昭28.5.3 新居郡垣生村、大島村、多喜浜村、神郷村編入
- 昭30.3.31 新居郡泉川町、中萩町、船木村、大生院村編入
- 昭31.9.28 大生院西部地区を西條市に分離
- 昭34.4.1 新居郡角野町編入
- 平15.4.1 宇摩郡別子山村編入